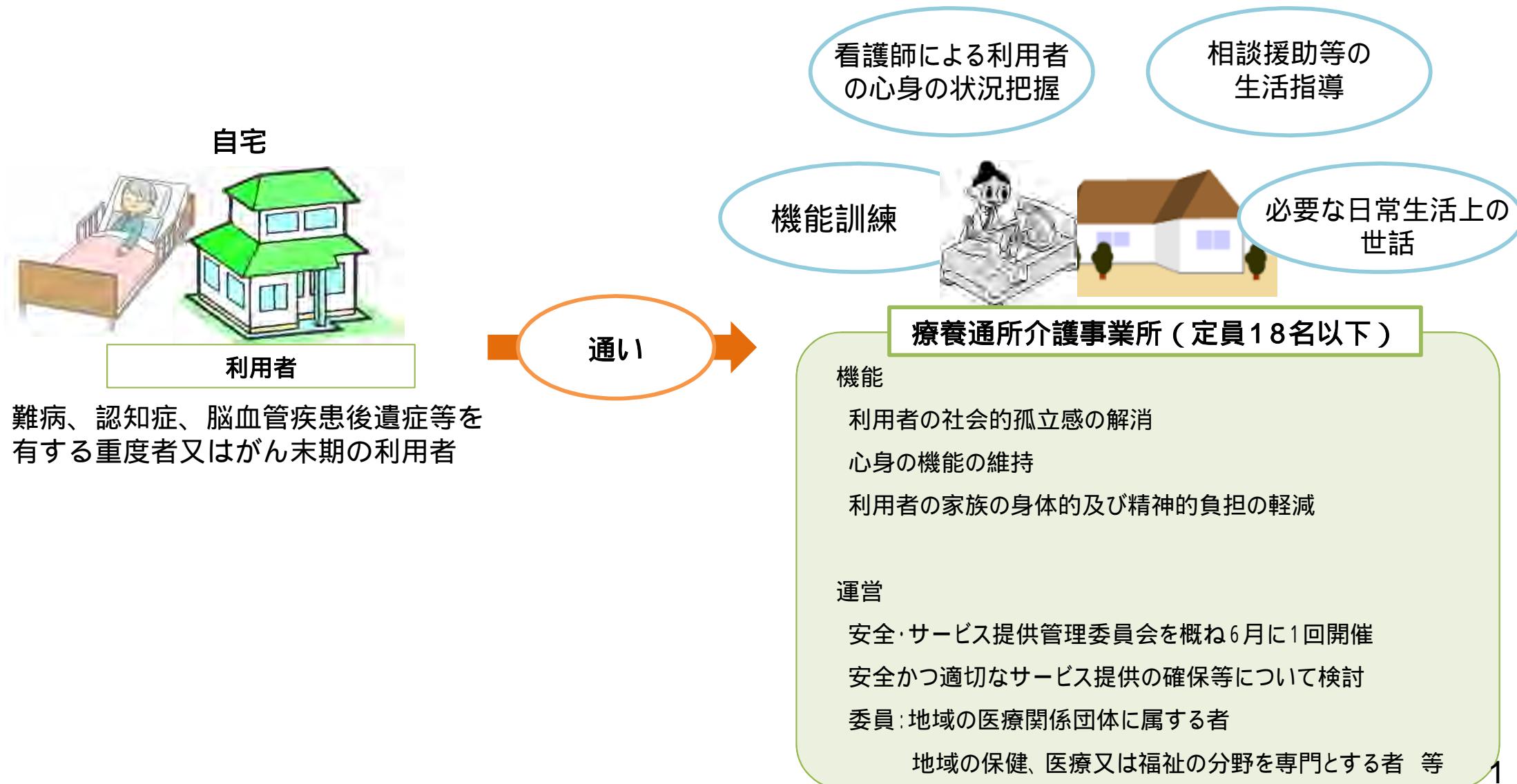


# 療養通所介護

# 療養通所介護の概要

主に、難病等の重度要介護者やがん末期の者であって、サービス提供に当たり看護師による観察が必要な利用者を対象とする地域密着型サービス。

- 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。



# 療養通所介護の基準

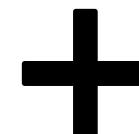
項目	内容
管理者	専らその職務に従事する常勤の看護師 ( 管理上支障が無い場合、同一敷地内にある他の事業所、施設等と兼務可能 )
看護職員又は介護職員の数	提供時間帯を通じて、利用者の数が1.5に対し専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上 1人以上は専ら指定療養通所介護の職務に従事する常勤の看護師
利用定員	18人以下
設備・備品等	事業所 専用の部屋のほか、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、 その他サービス提供に必要な設備及び備品等
	専用の部屋 利用者1人につき6.4平方メートル以上 明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること

# 療養通所介護の報酬

サービス提供時間に応じた  
基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や  
事業所の体制に対する加算・減算

1,012単位	1,519単位
3時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満



栄養スクリーニング  
加算 (6月に1回)  
( 5 単位/回)

介護福祉士や常勤職  
員等を一定割合以上配  
置【サービス提供体制強  
化加算】  
〔・常勤職員等 : 6 単位 / 回〕

定員を超えた利用や  
人員配置基準に違反  
( 30 %)

個別送迎体制強化加算  
(210単位/日)

入浴介助体制強化加算  
(60単位/日)

中山間地域等での  
サービス提供 (+ 5 %)

介護職員処遇改善加算  
( ) 10.2% ( ) 7.4% ( ) 4.1%  
( )加算 × 0.9 ( )加算 × 0.8

介護職員等特定処遇改善加算  
( ) 1.2% ( ) 1.0%

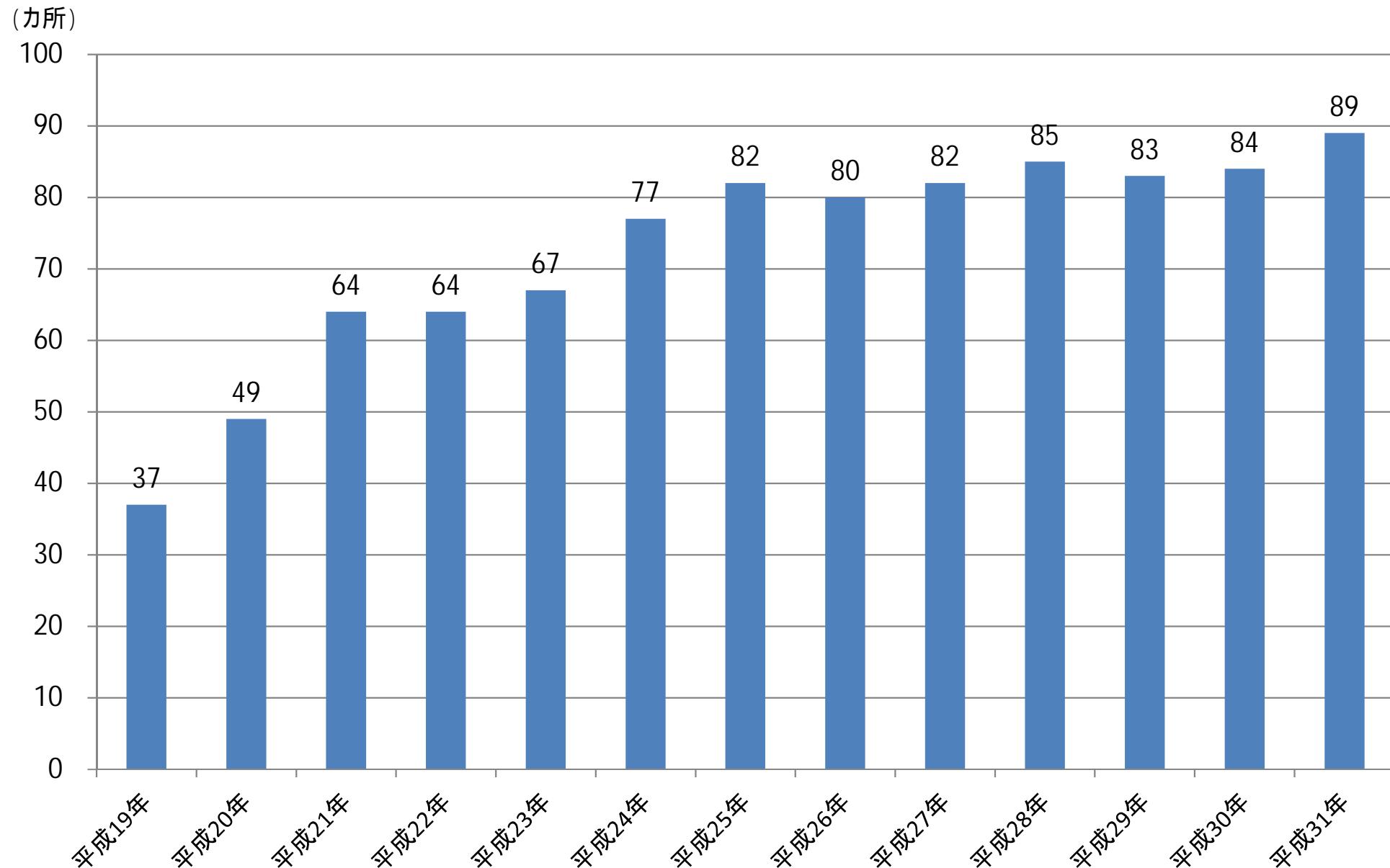
事業所と同一建物に居住する  
者又は同一建物から利用する  
者に地域密着型通所介護を行  
う場合 ( 94単位/日)

送迎を行わない場合  
(片道 47単位/日)

# 療養通所介護の変遷

年	内容
平成18	<b>通所介護における療養通所介護の創設</b> 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の通所ニーズに対応する観点から創設
平成21	<b>利用定員数の見直し</b> 医療・介護ニーズを併せ持つ利用者の増大に伴い利用定員を5名から8名に引き上げ
平成24	<b>利用定員数の見直し</b> 医療・介護ニーズを併せ持つ利用者の増大に伴い利用定員を9名に引き上げ
平成27	<b>入浴介助体制強化加算（新設）</b> 中重度の医療ニーズを有する要介護高齢者で、医療機器等が付属する者の入浴介助を評価  <b>個別送迎体制強化加算（新設）</b> 中重度の医療ニーズを有する要介護高齢者で、移動に係る人員体制を評価
平成28	<b>地域密着型通所介護の一類型に規定</b> 小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行に伴い平成28年4月より地域密着型通所介護の一類型に
平成30	<b>利用定員数の見直し</b> 地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から定員数を18名に見直し

# 療養通所介護の請求事業所数



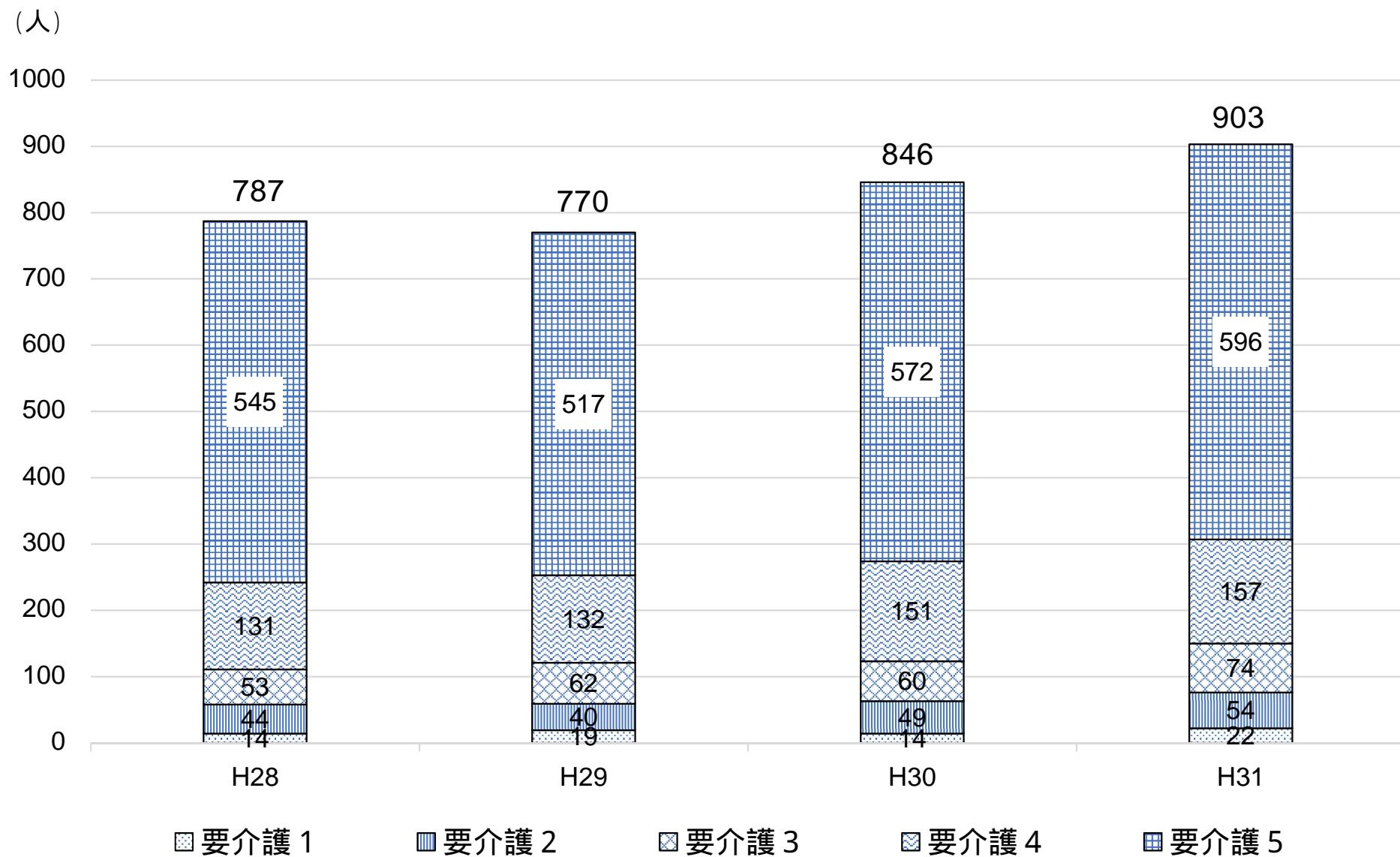
請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

(請求事業所数は、通所介護（療養通所介護事業所）の値を使用している)

介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

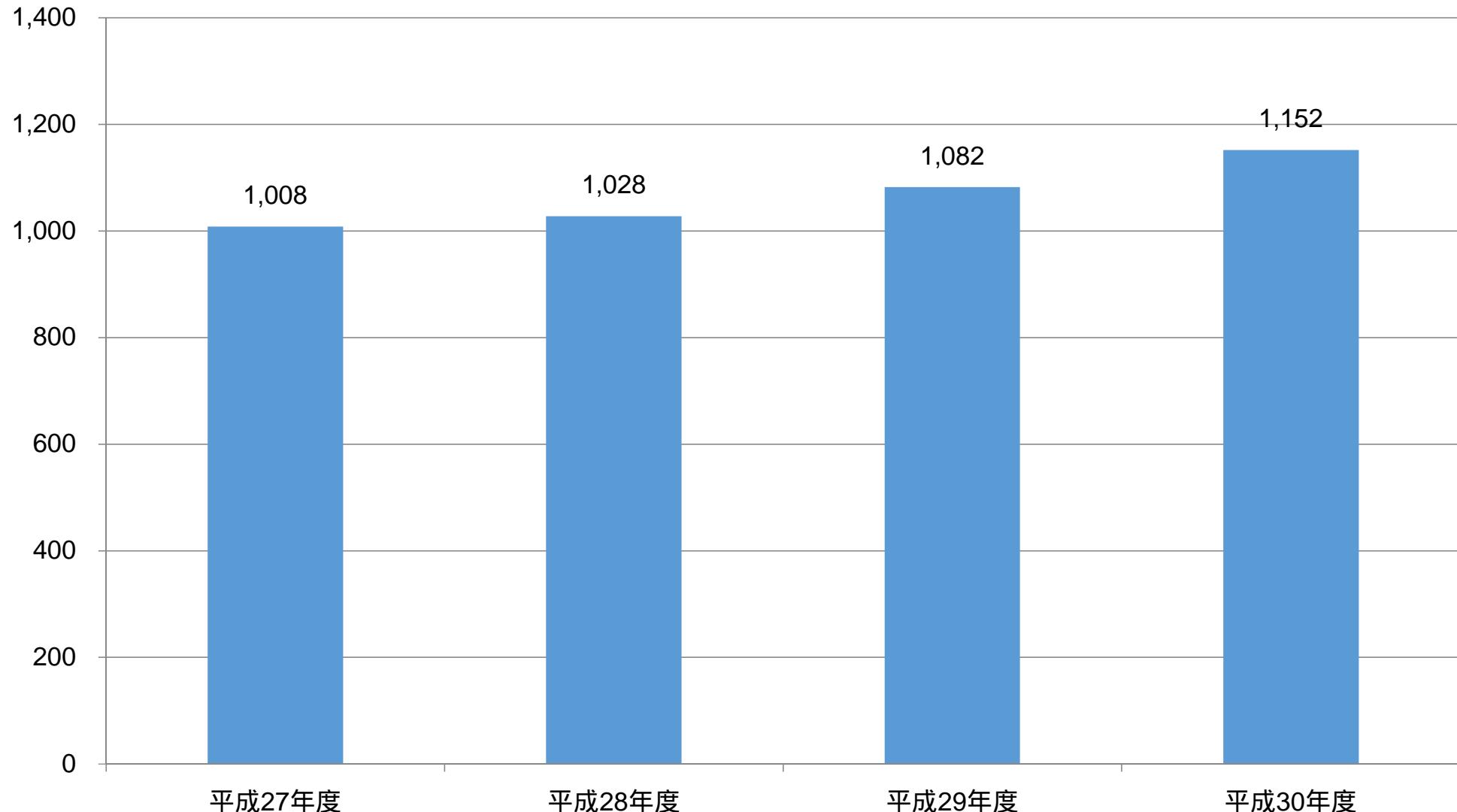
# 療養通所介護利用者の利用者数



【出典】介護保険総合データベースより各年 4月審査分の実利用者を集計

# 療養通所介護の費用額

(百万円)



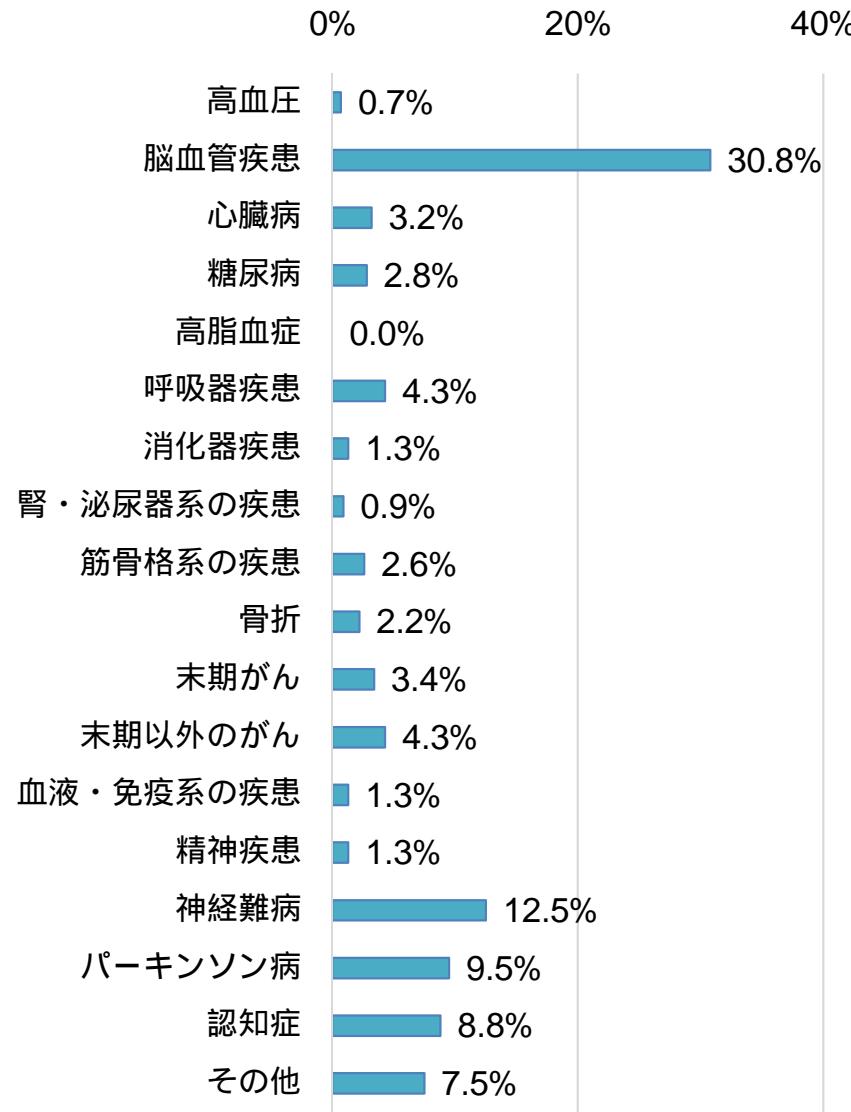
介護保険総合データベースより平成27年5月審査分～平成31年4月審査分の給付実績を集計  
上記給付実績は単位数集計のため、1単位一律10円として換算

【出典】介護保険総合データベースより任意集計

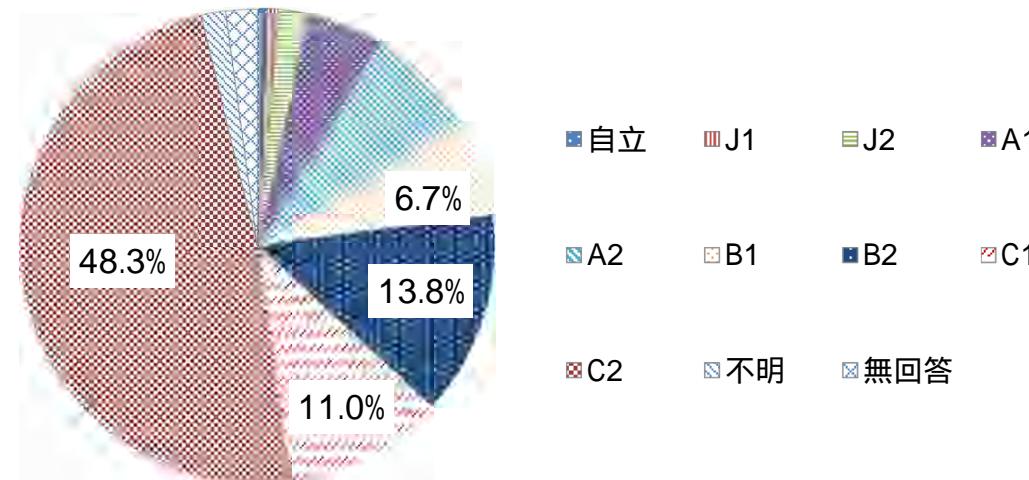
# 療養通所介護利用者の状況

療養通所介護利用者の主傷病名は、「脳血管疾患」が30.8%ともっとも多く、次いで「神経難病」で12.5%である。障害高齢者日常生活自立度は、C1（自分で寝返りはうてるが常時臥床している）以上の者が約6割を占める。家族構成等では、介護者がいる利用者が多い。

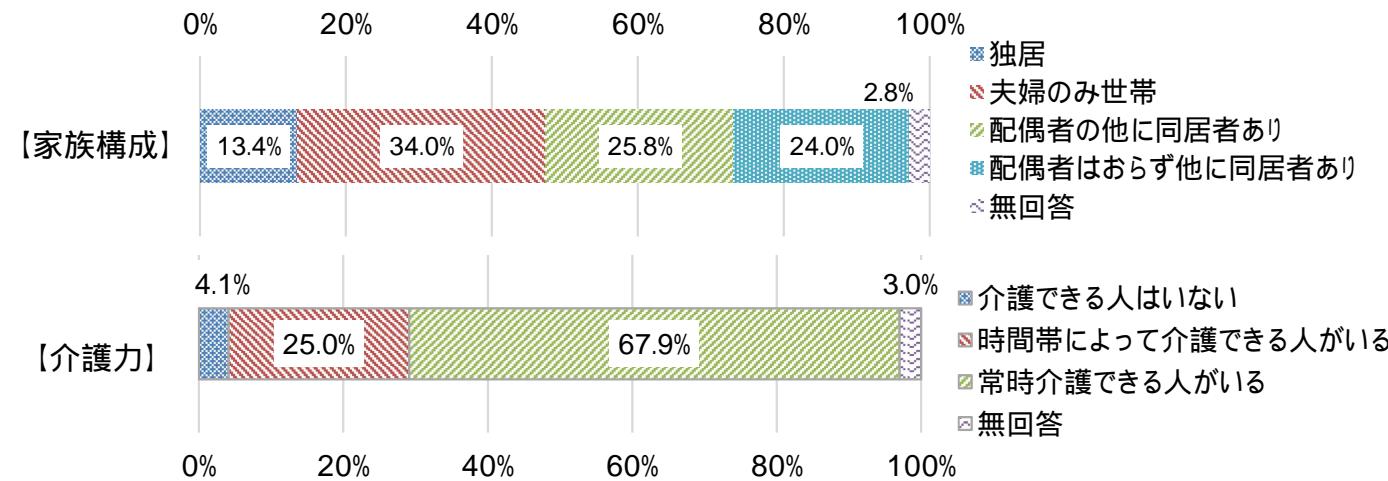
## ■ 利用者の主傷病名 (n=536)



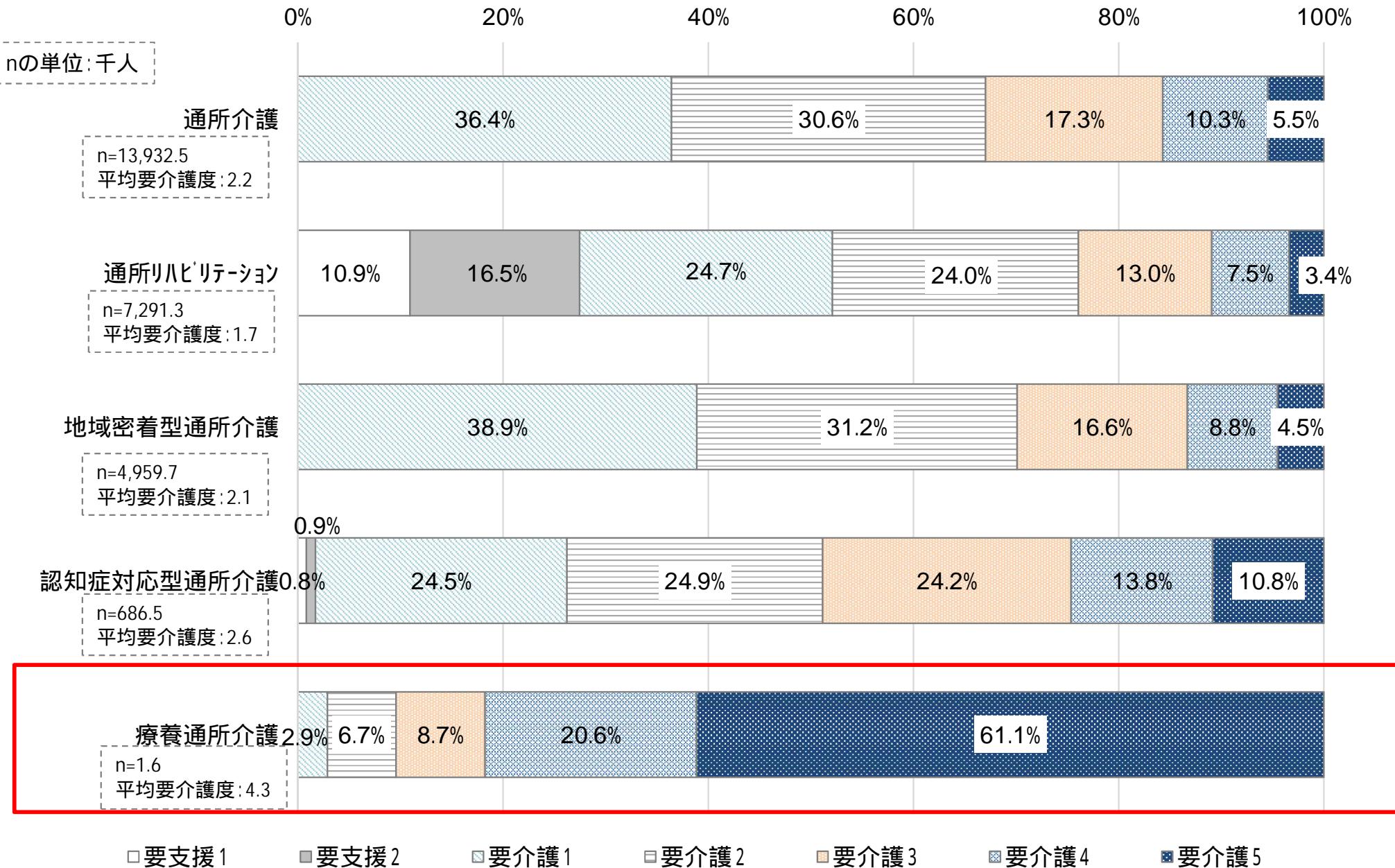
## ■ 利用者の障害高齢者日常生活自立度



## ■ 利用者の家族構成及び介護力



# 通所系サービスの要介護度割合



(注)平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】療養通所サービスは、介護保険総合データベースより療養通所介護の実利用者を集計(平成30年5月審査分～平成31年4月審査分)。それ以外のサービスは、平成30年度介護給付費等実態統計報告(平成30年5月審査分～平成31年4月審査分) 9

# 総費用等における提供サービスの内訳(平成30年度) 金額

		費用額(百万円)	利用者数(千人)	事業所数
居宅	訪問介護	900,694	1,456.7	33,176
	訪問入浴介護	52,495	123.0	1,770
	訪問看護	257,052	701.0	11,795
	訪問リハビリテーション	42,823	153.6	4,614
	通所介護	1,243,519	1,604.5	23,881
	通所リハビリテーション	409,205	621.8	7,920
	福祉用具貸与	302,033	2,413.1	7,113
	短期入所生活介護	422,572	739.1	10,615
	短期入所療養介護	57,484	152.9	3,781
	居宅療養管理指導	111,247	1,053.5	39,123
居宅介護支援	特定施設入居者生活介護	532,291	280.6	5,550
	計	4,331,418	3,930.2	149,338
地域密着型	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	46,295	36.8	946
	夜間対応型訪問介護	3,416	12.6	172
	地域密着型通所介護	402,188	596.8	19,452
地域密着型	認知症対応型通所介護	内1,152 ( 0.3% )	内1.6 ( 0.3% )	内89 ( 0.5% ) (注4)
	小規模多機能型居宅介護	33,730	18.1	627
	看護小規模多機能型居宅介護	682,789	257.4	13,904
	認知症対応型共同生活介護	19,718	10.4	350
	地域密着型特定施設入居者生活介護	211,289	75.7	2,344
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	計	1,736,638	1,182.6 46,882
	介護老人福祉施設	1,847,256	690.7	8,057
	介護老人保健施設	1,306,490	566.2	4,285
施設	介護療養型医療施設	199,799	73.0	912
	介護医療院	23,724	12.4	145
	計	3,377,270	1,284.6	13,399
	合計	9,910,728	5,179.2	244,054

出典:厚生労働省「平成30年度介護給付費等実態統計」(注1～3)、介護保険総合データベース(注4) 事業所数は短期利用等を含む延べ数である。

(注1)介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2)介護費は、平成30年度(平成30年5月～平成31年4月審査分(平成30年4月～平成31年3月サービス提供分)、請求事業所数は、平成31年4月審査分である。

(注3)利用者数は、平成30年4月から平成31年3月の1年間において一度でも介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

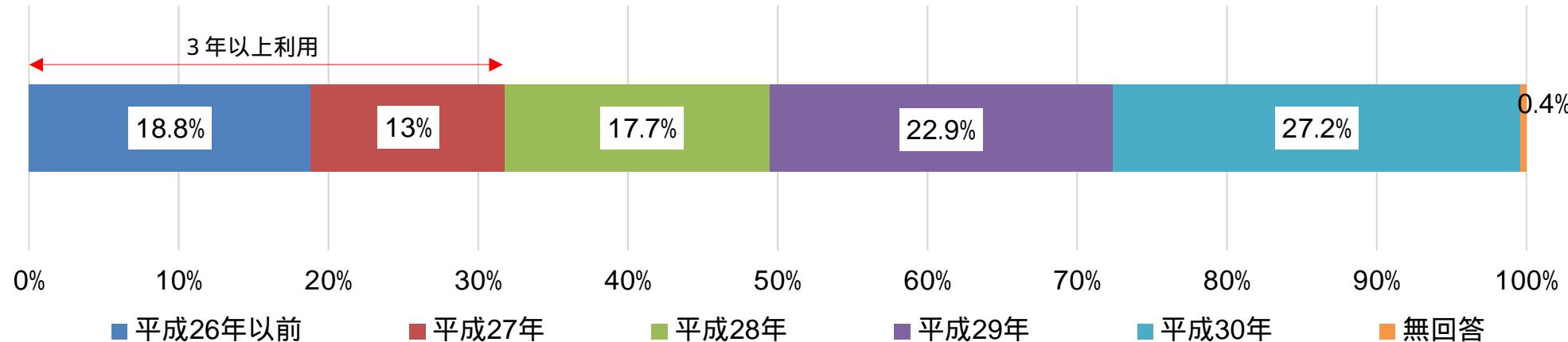
(注4)介護費、利用者数について注1～3の定義のとおり、介護保険総合データベースより集計。ただし、介護費については、単位数を集計し一律に10円として乗じ算出。請求事業所数は、平成31年4月審査分であ

# 療養通所介護サービスの利用状況等

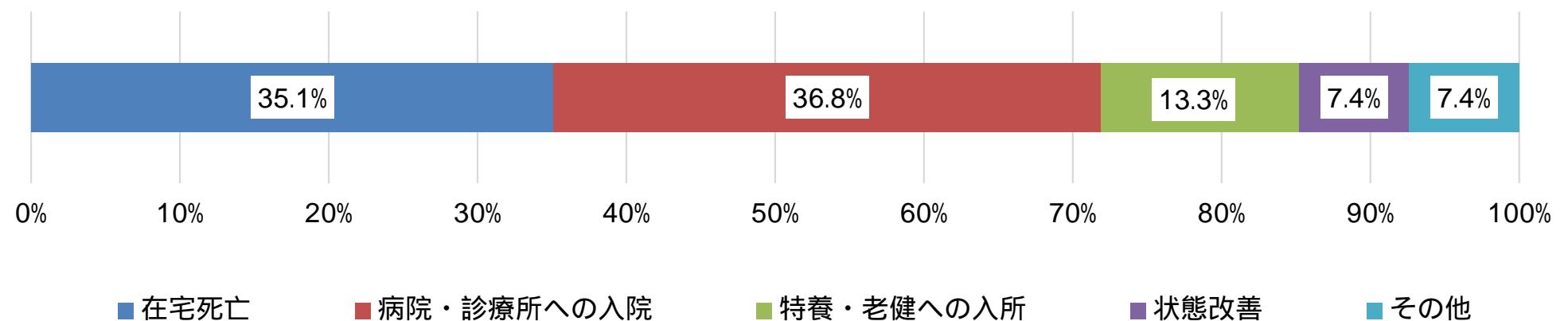
利用者の約3割は、3年以上サービスを利用している。

利用終了者は、在宅死亡、病院・診療所への入院がそれぞれ約3割、状態が改善した者が約1割となっている。

## ■ 療養通所介護サービスの利用開始年 (平成30年9月時点) (利用者総数=536人, 回答事業所数: 50)

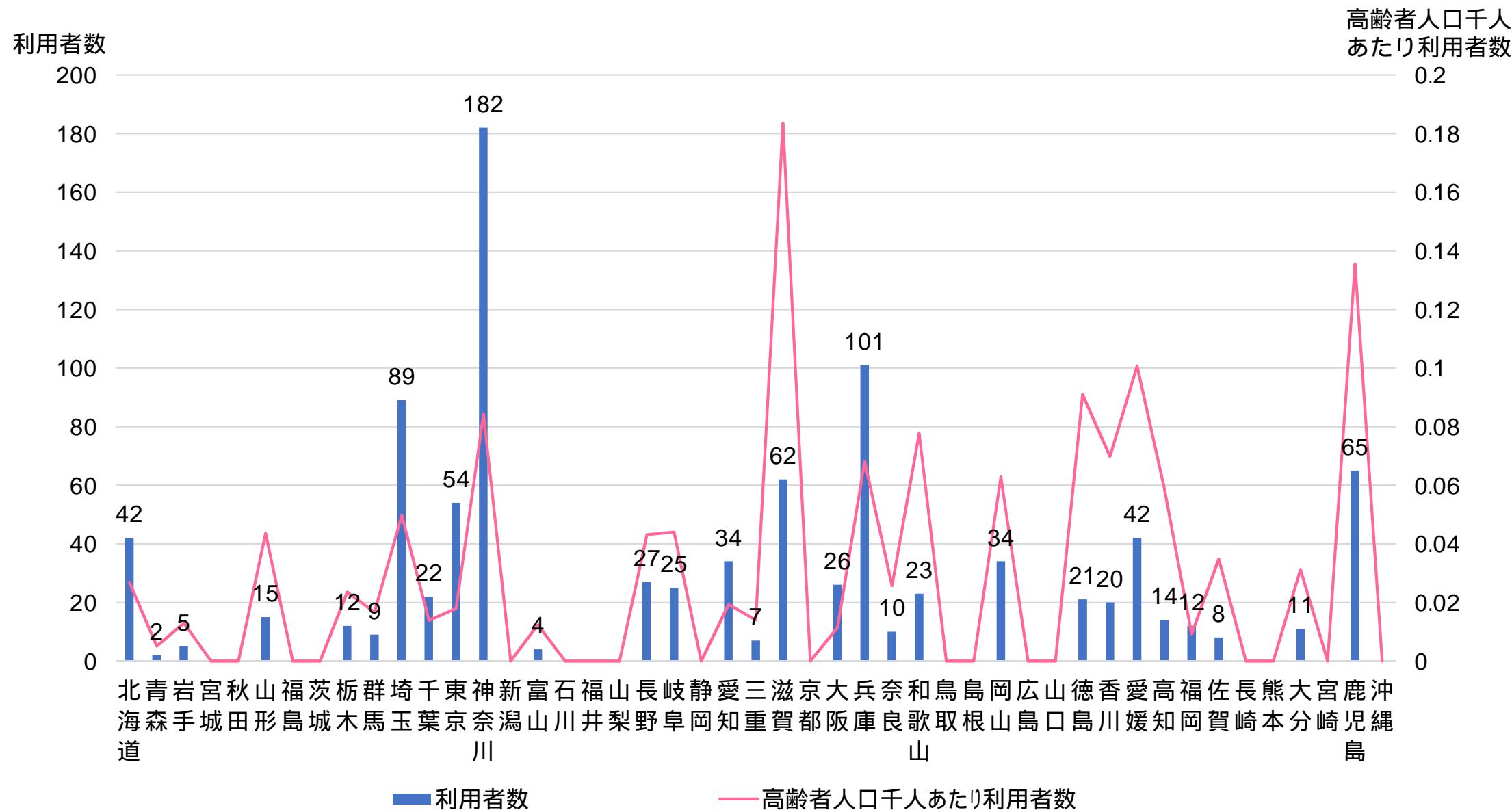


## ■ 過去半年以内(平成30年4月~9月)に利用終了した者の転帰 (利用者数=188人, 回答事業所数: 42)



# 療養通所介護サービスの利用状況(都道府県別)

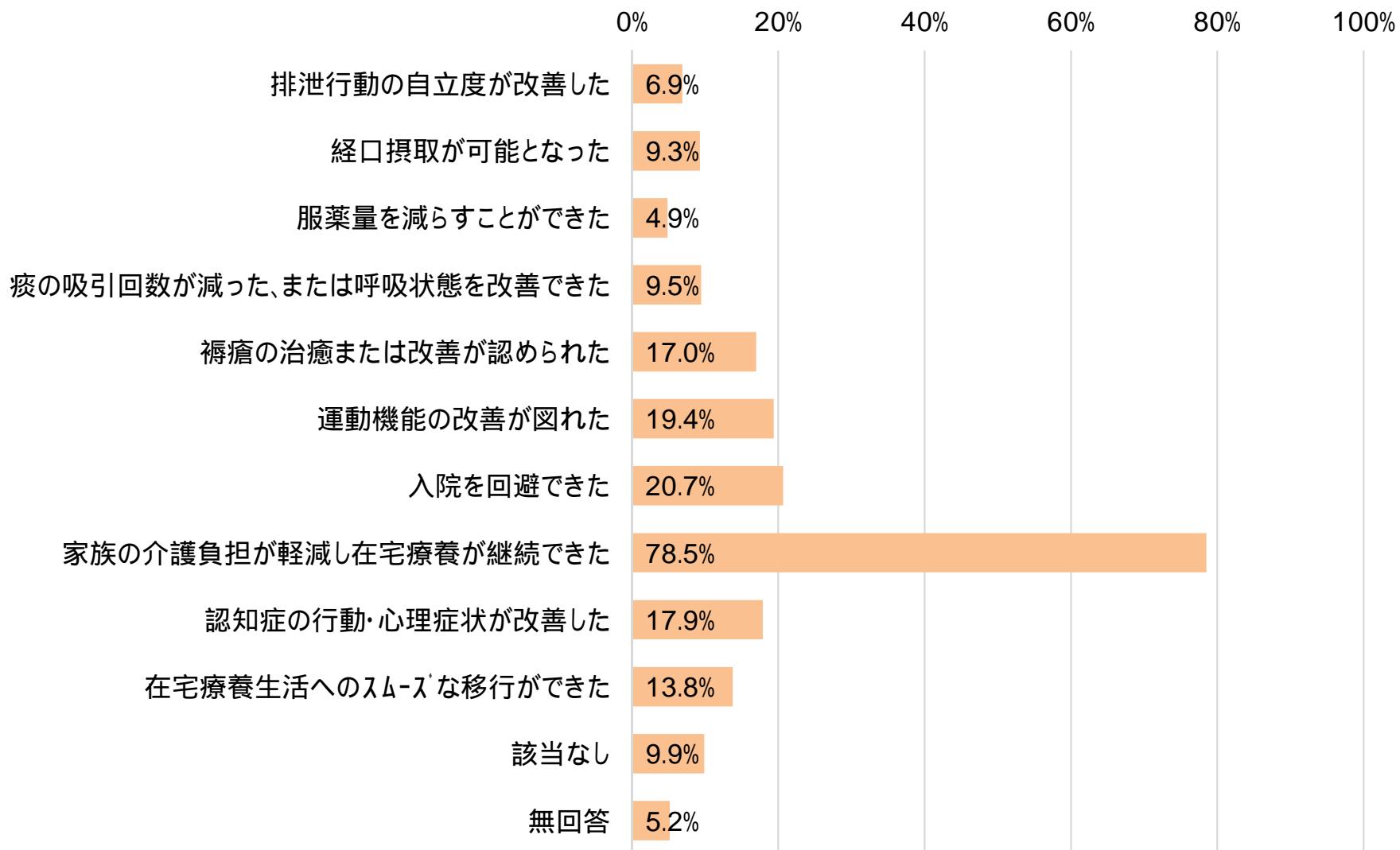
利用者数としては、3大都市圏や地方の中心地域で多いが、高齢者人口に対する利用者割合で見ると、地域の規模に関わらないバラツキがみられる。



# 療養通所介護の利用者の変化

サービス利用により事業者が認識する利用者の状態の変化は、「家族の介護負担が軽減し在宅療養が継続できた」が78.5%となっている。

## ■ 事業者が認識するサービス利用による利用者の状態の変化 (複数回答) (n=536)



# 療養通所介護の利用者の変化

利用者及び介護者のサービス利用による満足度は全体的に高く、回数や費用の制限がない場合は利用回数を増やしたいとする利用者が約6割となっている。

## 利用者の評価

(利用者 = 168人)

## 調査項目

## 介護者の評価

(介護者 = 172人)

45.2

39.9

0.6

療養通所介護を利用してみての満足度

とても満足

満足

どちらとも言えない

46.5

39

0

5.2 9.3

不満

とても不満

無回答

85.1

10.7

1.2 3

今後も療養通所介護を利用したいか

利用したい

どちらとも言えない

利用したくない

89.0

1.2

9.9

分からぬ

無回答

39.9

45.2

3.6 7.1 4.2

サービス利用による健康状況の変化

改善した

変わらない

悪化した

39.5

43.6

2.9

12.8

分からぬ

無回答

45.2

44

1.8 4.2

日常生活における行為や行動の範囲の変化

広がった

変わらない

狭まった

63.4

22.1

0.6

12 12.8

分からぬ

無回答

61.3

21.4

14.3 3

回数や費用の制限がない場合に利用回数を増やしたいと思うか

増やしたい

増やす必要なし

69.8

9.3

11

9.9

分からぬ

無回答

非常に高くなつた

高くなつた

変わらない

生活充実度の変化

介護の身体的・精神的負担の変化

非常に低くなつた

低くなつた

無回答

68.0

18.6

0.6

11.0

分からぬ

無回答

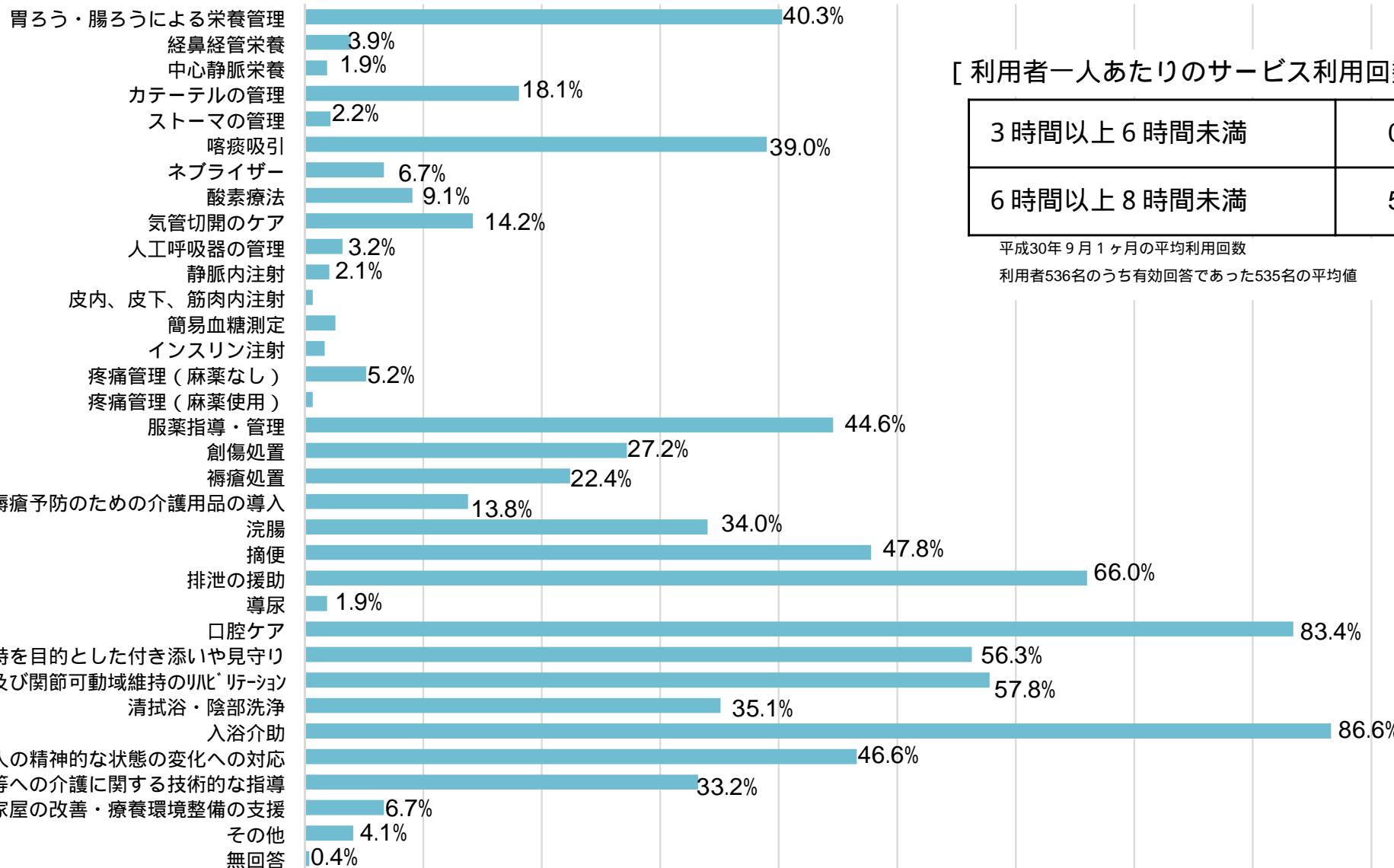
# 療養通所介護利用者へのサービス提供状況

利用者へ提供しているケアは、「入浴介助」・「口腔ケア」・「排泄の援助」といった割合が高い。医療的な処置では、「摘便」・「服薬指導・管理」・「胃ろう・腸ろうによる栄養管理」・「喀痰吸引」を約4割の利用者に、「創傷処置」・「褥瘡処置」を約2割の利用者に提供している。

## ■ 利用者に提供しているケア（複数回答）

( n=536 )

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



[ 利用者一人あたりのサービス利用回数（月） ]

3時間以上 6時間未満	0.9回
6時間以上 8時間未満	5.2回

平成30年9月1ヶ月の平均利用回数

利用者536名のうち有効回答であった535名の平均値

# 療養通所介護利用者のキャンセルの状況

1ヶ月のサービス提供において、2割の利用者が1回以上サービス利用をキャンセルしている。主な理由としては、体調不良に伴う自宅療養や入院が約2割となっている。

過去1年では入院等により1ヶ月以上空床があった事業所は5割で、空床のままとした主な理由として、退院後、すぐの利用希望があったことや他の利用者は複数サービスを利用しておりサービス間の調整が困難であったことをあげている。

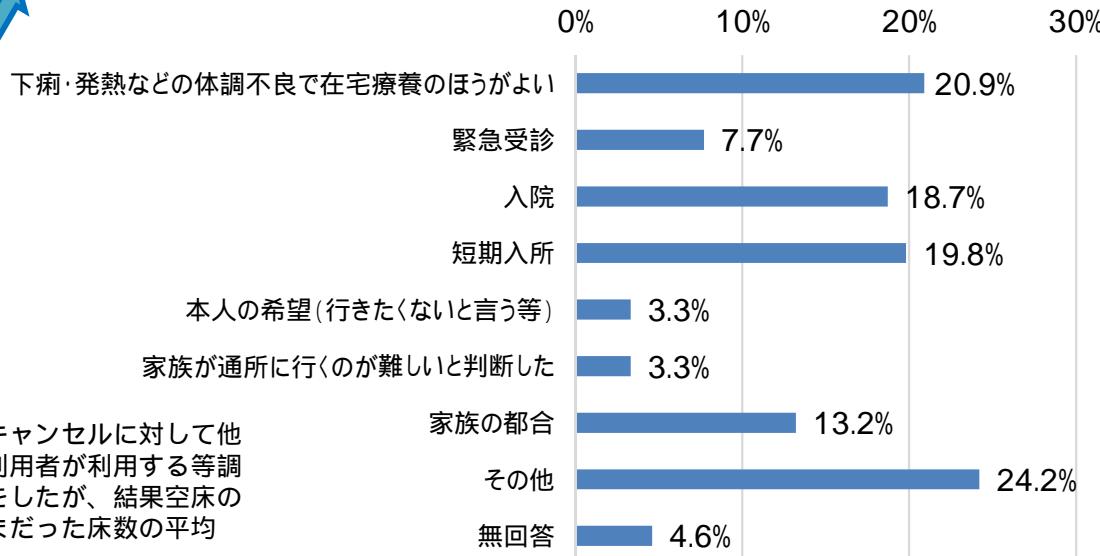
## ■ 令和元年11月のキャンセルした利用者数

(利用者数 = 453人、回答事業所数 : 49)

1回以上キャンセルした実人数 (サービス利用当日のキャンセル)	26人 ( 5.7% )
1回以上キャンセルした実人数 (サービス利用前日までにキャンセル)	70人 ( 15.5% )
1ヶ月間で1回以上キャンセルした総実人数	91人 ( 20.0% )

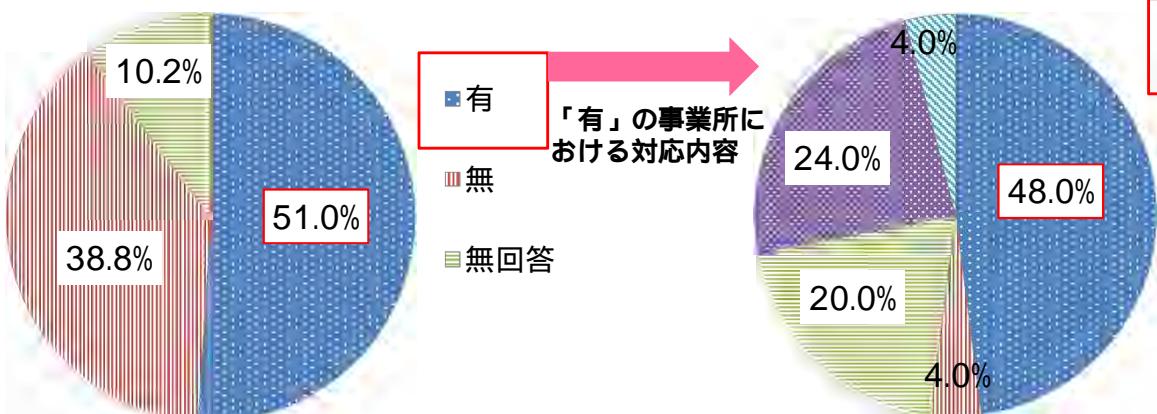
1事業所あたりの状況	キャンセル人数 (平均)	そのままベッドが 空いていた数
3時間以上 6時間未満	1.3人	1.2床
6時間以上 8時間未満	3.0人	2.7床

## ・ キャンセルの主な理由 (複数回答)



## ■ 入院等によりベッドの確保が必要で1ヶ月以上空きの状況だった事象の有無と対応内容 (回答事業所数 : 49)

令和元年11月末もしくは回答時点から過去一年間に事業所が当該事象を経験したかを問うた



- 退院・退所まで空いたままにした
- 登録待機者を受け入れ
- 新規利用者を受け入れ
- 他の利用者の利用回数を調整
- その他

### 空いたままとした主な理由

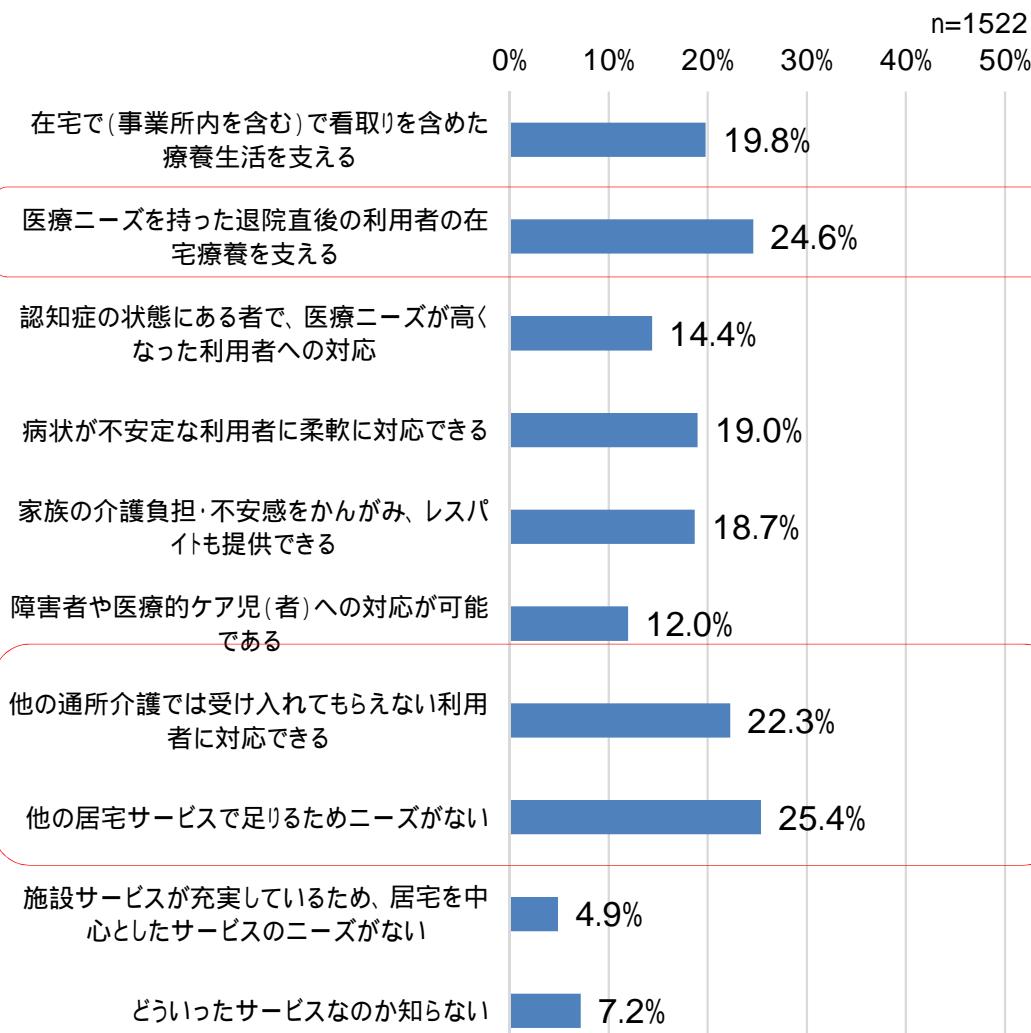
- ・ 退院後すぐの利用希望があり、新規の利用者を受け入れることが困難だったため
- ・ 他の利用者は、重度者のために他の居宅サービスを複数利用しており、サービス間の調整が困難だったため

# 療養通所介護のニーズ

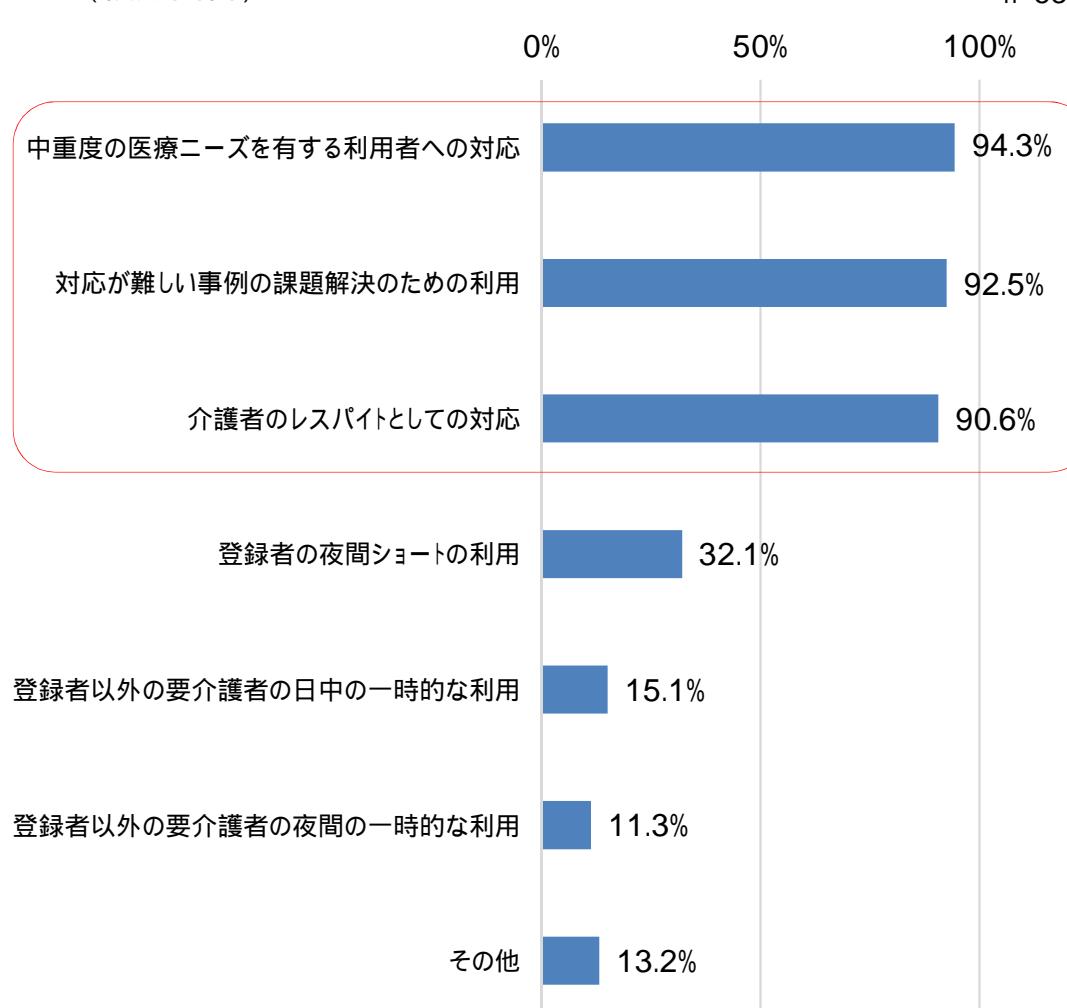
自治体担当者が認識する療養通所介護のニーズは、「医療ニーズを持った退院直後の利用者の在宅療養を支える」24.6%、「他の通所介護では受け入れてもらえない利用者に対応出来る」22.3%となっている一方、「他の居宅サービスで足りるためニーズがない」25.4%となっている。

事業者が求められていると思うニーズでは、「中重度の医療ニーズを有する利用者への対応」、「対応が難しい事例の課題解決のための利用」、「介護者のレスパイトとしての対応」が、いずれも9割を超えてい。

## ■自治体担当者が認識する療養通所介護のニーズ(複数回答)



## ■事業者が療養通所介護を運営する中で求められていると思うニーズ(複数回答)

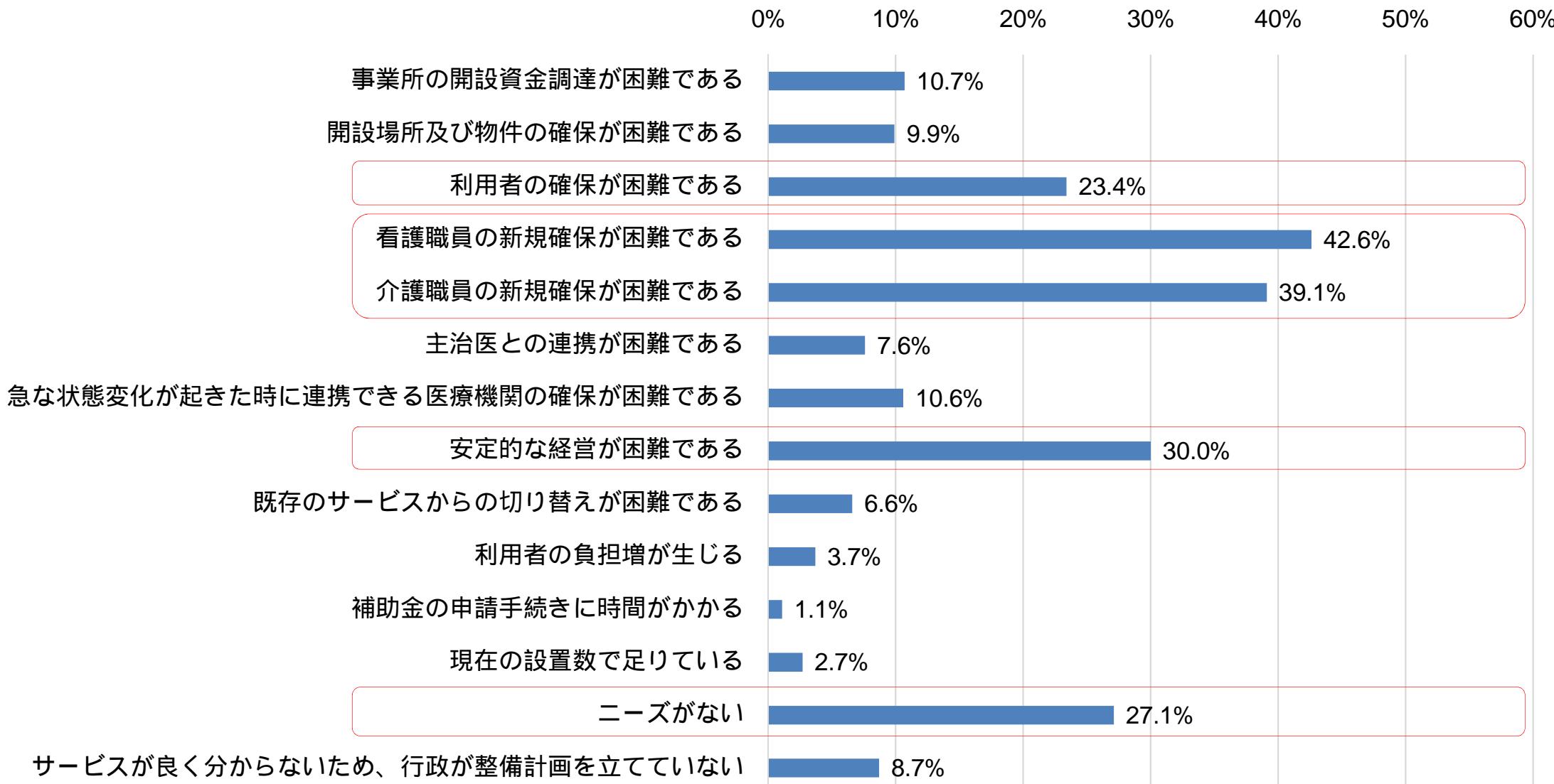


# 療養通所介護の整備に関する認識(自治体担当者)

自治体担当者は、療養通所介護が増加しない理由として、人材確保や経営の難しさをあげる一方で、約2割が利用者の確保が困難であることやニーズがないことをあげている。

## ■自治体担当者が認識する療養通所介護が増加しない理由(複数回答)

n=1522

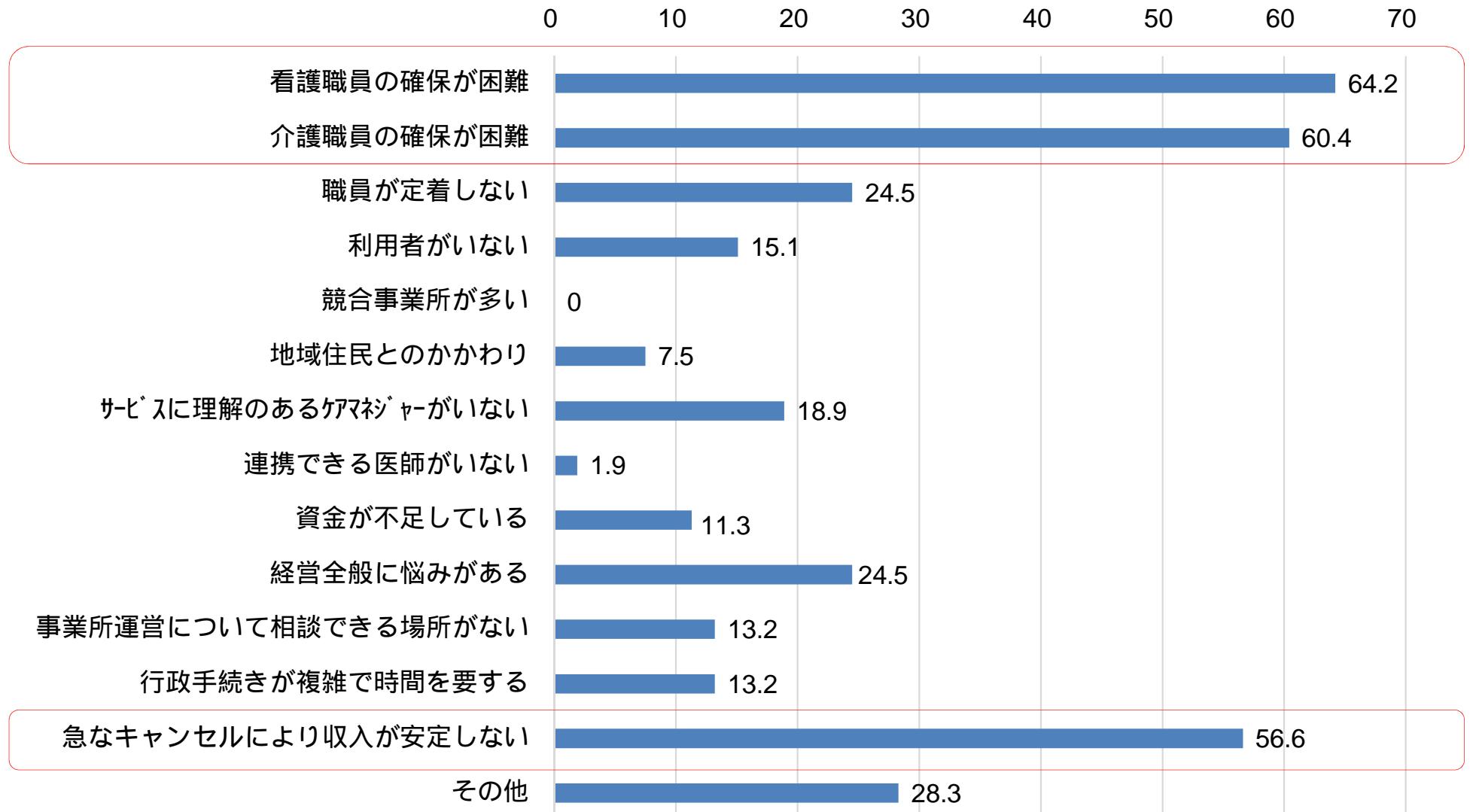


# 療養通所介護の整備に関する認識

事業者は、療養通所介護の運営上の課題として、人材確保が困難であることが最も多く、次いで、急なキャンセルにより収入が安定しないことをあげている。

## ■ 事業者が認識する運営上の課題（複数回答） n=53

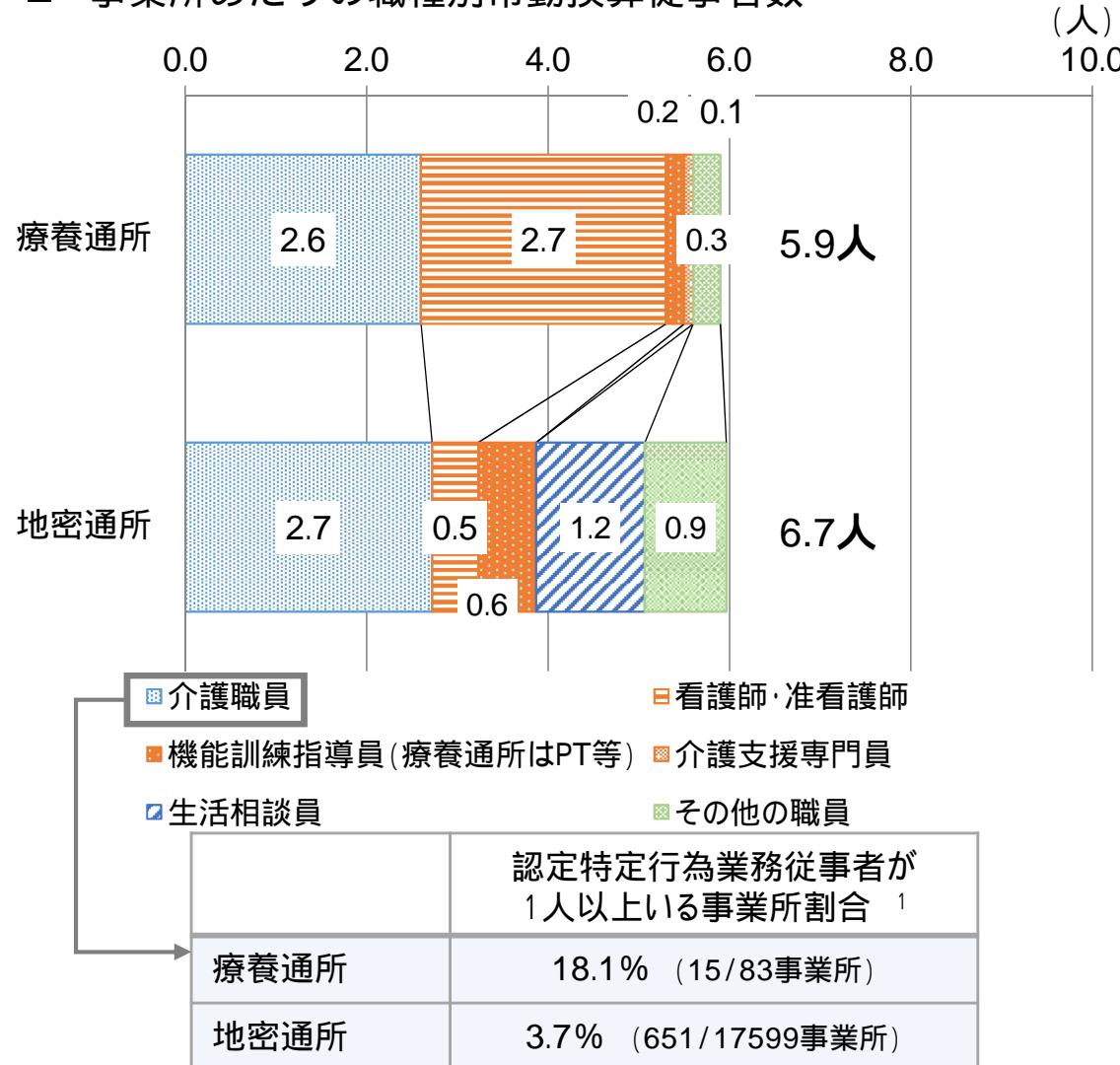
( % )



# 地域密着型通所介護と療養通所介護事業所の従事者の状況

療養通所介護の従事者数（常勤換算）は5.9人であり、うち看護師・准看護師が2.7人となっている。

## ■ 事業所あたりの職種別常勤換算従事者数



	地密通所 <sup>1</sup>	疗養通所 <sup>2</sup>
利用定員	16.7	7.1
介護職員	2.7	2.6
介護福祉士(再掲)	0.8	2.2
看護師・准看護師	0.5	2.7
機能訓練指導員	0.6	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(PT等)(再掲)	0.1	0.2
看護師・准看護師(再掲)	0.3	
柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師(再掲)	0.2	
介護支援専門員		0.1
生活相談員	1.2	
その他の職員	0.9	0.3
合計	6.7	5.9

【出典】

1：平成29年介護サービス施設・事業所調査 特別集計

2：平成30年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護及び療養通所介護の特性に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

# 新型コロナ感染症感染拡大防止に向けた取組

## 訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について（抜粋）

（令和2年6月15日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

### 2. 感染拡大の防止に関する取組のノウハウの習得に向けた支援

また、感染拡大防止に向けたノウハウの習得に当たっては、他の社会福祉施設等に所属する看護師等の専門職の協力を得て、同行訪問や電話相談などの支援を受けることも考えられる。その支援に当たっては、以下の施策が活用可能である。

#### (1) 謝金等の支払い

看護師等の専門職への謝金等の支払いに当たり、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「23. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業」の活用が可能である。

また、令和2年度2次補正予算において、外部専門家等による研修を実施した事業所に対する都道府県による助成を盛り込んでいるところであり、この予算を活用して訪問系サービス事業所を支援することも考えられる。

一方、市町村においては、在宅医療・介護連携推進事業の「医療・介護関係者の研修」に該当することから、地域支援事業の活用が可能である。

#### (2) 看護師等の専門職の同行訪問による介護報酬算定

訪問介護事業所が看護師等の専門職の同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定可能である。

# 療養通所介護 (平成30年度介護報酬改定)

## 改定事項

定員数の見直し

栄養改善の取組の推進

運営推進会議の開催方法の緩和

介護職員処遇改善加算の見直し

# 療養通所介護 定員数の見直し (平成30年介護報酬改定)

## 概要

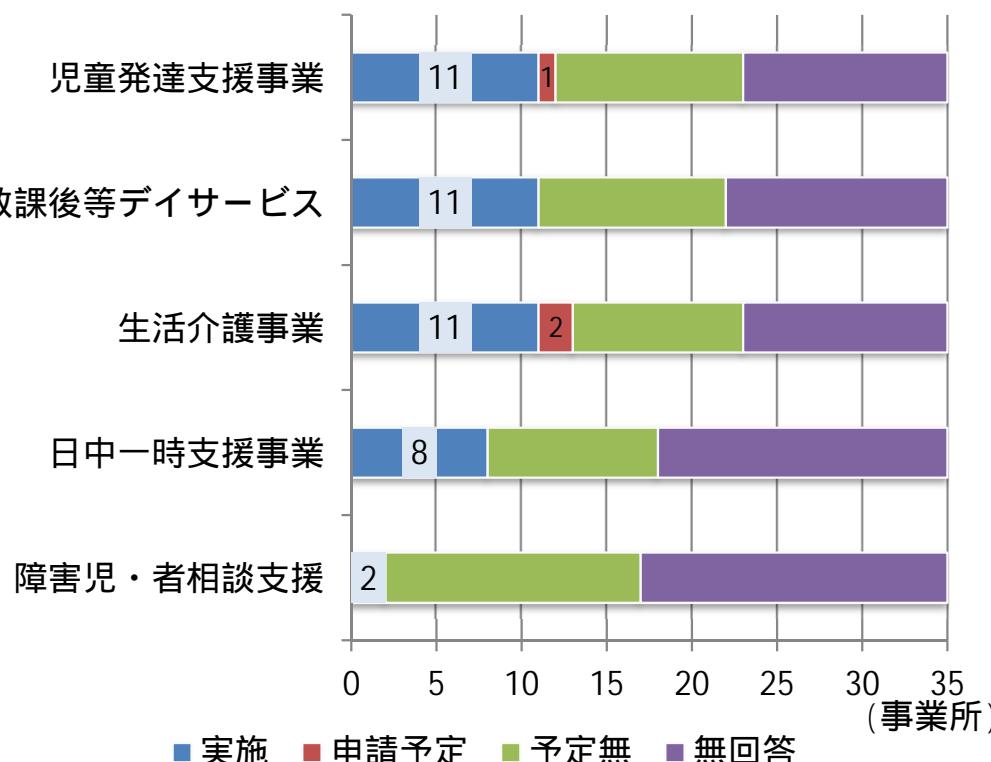
療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施している事業所が多いことを踏まえ、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を引き上げることとする。【省令改正】

## 基準

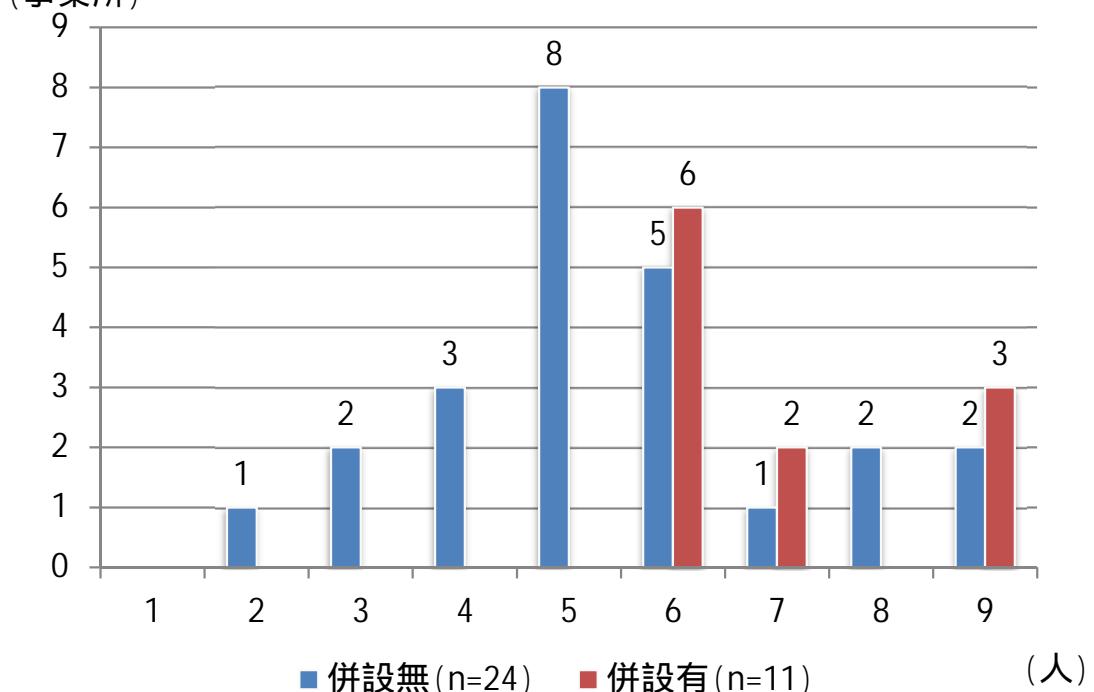
<現行>  
利用定員 9人以下

<改定後>  
利用定員 18人以下

### ■ 障害児通所支援等の届出状況(複数回答)(n=35)



### ■ 児童発達支援事業の併設の有無別の療養通所介護事業所の定員(n=35)



【出典】平成27年度老人保健健康増進等事業「看護・介護のケアミックスによる療養通所介護事業の適切な実施に関する調査研究事業」

## 概要

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

## 単位数

<現行>  
なし

<改定後>  
栄養スクリーニング加算 5単位/回(新設)  
6月に1回を限度とする

## 算定要件等

サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

# 療養通所介護

定員数の見直し

栄養改善の取組の推進：栄養スクリーニング加算の創設  
(平成30年介護報酬改定)

## 平均利用定員数

	H30 <sup>1</sup>	R1 <sup>2</sup>
利用定員	7.1	6.6

(回答事業所数 1:50 2:49)

## 栄養スクリーニング加算算定状況<sup>2</sup>

	算定あり	算定なし	他の事業所 で算定	無回答	合計
利用者数 (%)	19 (4.2)	390 (85.9)	18 (4.0)	27 (5.9)	454

(回答事業所数: 49)

# 療養通所介護に関する意見

## 平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（平成29年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会）抜粋

今回の介護報酬改定で基準等を設定する共生型サービスについて、その実施状況を把握するとともに、地域共生社会の実現の観点から、共生型サービスを含む介護サービス事業所が、利用者が社会に参加・貢献する取組を後押しするための方策について、運営基準やその評価のあり方等を含め、引き続き検討していくべきである。

## 介護保険制度の見直しに関する意見（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）抜粋

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関する取組を進めてきたが、今後、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや社会福祉基盤整備の観点からも、介護保険制度について見直しを進め、前述の社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備とあわせて一体的に改革に取り組み、地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。

### 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

#### 1. 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護施設の整備を進めるとともに、在宅サービスの充実を図り、在宅の限界点を高めていくことが必要である。（看護）小規模多機能などのサービスの整備を進めるとともに、既存の施設等による在宅支援を強化していくことが必要である。

#### 2. 医療・介護の連携

- 看取りを適切に推進する観点から、医療と介護が連携して対応することが重要である。中重度の医療ニーズや看取り期にある者に対応する在宅の限界点を高めていく在宅サービスの充実を計画的に図っていくことが必要である。なお、介護付きホームも含めも含めた高齢者向け住まいにおける医療・介護ニーズへの対応の強化を図っていくことも重要な意見があった。

# 療養通所介護

## <現状と課題>

- 療養通所介護は、平成18年度に医療と介護の両方のニーズをもつ在宅の中重度者等の通所ニーズに対応するサービスとして創設。創設以降、地域の実情に応じ進められているが、平成25年度頃からは微増で、近年は、90事業所前後で推移している。
- これまでの介護報酬改定において、医療と介護の両方のニーズをもつ中重度者の在宅療養を支える観点から
  - ・ 平成27年度改定では、医療ニーズへの重点的な対応に対する評価
  - ・ 平成30年度改定では、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点からの見直し等を行ってきたところ。
- このような中、
  - ・ 利用者の平均要介護度4.4、要介護5の者が6割以上であり、
  - ・ 約8割の事業者は、家族の介護負担が軽減し在宅療養が継続できたと答えるなど重度者を中心とした要介護者の在宅療養の継続を支えるサービスとしての機能を果たしている。
- また、利用者、家族の満足度は高く、6割以上が回数や費用の制限がない場合に利用回数を増やしたいとするなど、柔軟なサービス利用を求める声は多いものの、重度者が多いことから、体調の変化等により、2割の利用者が1ヶ月で1回以上キャンセルしているという実態がある。
- 加えて、今般の新型コロナ感染症への対応については、感染症予防の専門的な知識や技術を有する看護師等の専門職がその専門性を發揮し、地域の介護サービス継続のための支援が求められたところであり、今後もその役割が期待される。

# 療養通所介護

## <論点>

- 医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の状態やニーズにあわせた質の高い通所サービスを柔軟に提供していくためにどのような方策が考えられるか。
- 人材確保が課題となる中で、ICTの活用を含む生産性向上、業務負担軽減に向け、どのような方策が考えられるか。